

岡山県公害診療報酬審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付に係る診療報酬請求書の審査を行うため、岡山県公害診療報酬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、公害に係る診療報酬の審査に関し、学識経験を有する者の中から、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(業務)

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から岡山県知事に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。

2 委員会は、毎月分の診療報酬請求書を、その月の15日までに審査しなければならない。

3 委員会は、前項の審査をするときは、法第21条第1項及び第22条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会の委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ審査を行うことができない。

3 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療部医薬安全課において行う。

(秘密を守る義務)

第9条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。